

意匠法の改正



弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

弁護士 大須賀 滋

意匠法の改正を含む特許法等の一部を改正する法律が、令和元年5月10日に参議院本会議で可決され、成立した。

今回の意匠法の改正は、意匠法の根幹に関わる大きな改正となっている。これから、その改正内容については、様々な解説がされていくものと思われるが、ここでは、改正の主要な点3点（意匠の保護対象の拡大、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の延長）に絞って、簡潔に説明することとしたい。

1 意匠の保護対象の拡大

現行意匠法は、意匠法の保護の対象となる意匠について、「「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」（意匠法2条1項）と規定しており、保護の対象を「物品（物品の部分を含む。）」の形状等に限定している。ここで、「物品」は、有体物である動産をいうものと解されている（満田重昭＝松尾和子編・注解意匠法110頁（斎藤瞭二執筆））。

したがって、不動産である建築物は保護の対象から除外される。

また、画像については、意匠法の保護の対象が「物品」に限定されていることから、物品との関連づけを求める必要があり、その保護の在り方についての解釈は、変遷を重ねたが、平成10年改正において部分意匠の制度が導入された後の解釈としては、①その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であり、②その物品にあらかじめ記録された画像であること（ただし、平成28年の審査基準の改訂により、その物品に事後的に記録された画像でもよいものとされた。）が物品との関連性における保護の要件と考えられた（茶園成樹編・意匠法30頁。）。このように、表示画像は物品自体に表示され、物品に記録されていることが要求されていた（画像の表示場所と記録場所の限定）。平成18年改正により、2条2項が新設され、物品の操作画像の保護が図られ、画像の記録場所は、当該物品と一体として用いられる物品にまで拡張されたが、画像の表示場所と記録場所の限定についての基本的な考え方に変更はなかった。画像が物品（又は物品の部分）による縛りを受けていたため、上記のような限定を生じることとなったものである。

今回の改正は、意匠法の保護対象を、①「物品」すなわち動産、②建築物（不動産）、③画像という三種類に拡大した（改正法2条1項）。今まで「物品」という一種類に限定されていた保護の対象が三種類に拡大されたという点において、今回の改正は画期的なものといえる。

画像について、物品との関連性をはずしたため、画像の表示場所と記録場所の限定がないこと